平成２年国勢調査　用語の解説

1．人　　口

本報告書における人口は、「常住人口」であり、常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。

ここで、「常住している者」とは、次の者をいう。

(1) 調査時において、当該住居に３ヶ月以上にわたって住んでいる者
(2) 調査時において、当該住居に３ヶ月以上にわたって住むことになっている者
(3) 上記(1)または(2)に該当する住居のない者については、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。
(4) 学校、専修学校又は各種学校に在学する者で、通学のため寄宿舎・下宿などの宿泊施設に宿泊している者は、その施設に「常住している者」とみなした。
(5) 病院又は療養所に引き続き３ヶ月以上入院（又は入所）している者は入院（入所）先、それ以外の者は自宅に「常住している者」とみなした。
(6) 船舶（自衛隊の船舶を除く）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有する者はその住所、それ以外の者はその船舶に「常住している者」とみなした。
(7) 自衛隊営舎内又は自衛隊の船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（又は基地隊本部）に「常住している者」とみなした。
(8) 刑務所、少年院刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者は、その施設に「常住している者」とみなした。
(9) 少年院又は婦人補導院の在院者は、その施設に「常住している者」とみなした。

2．面　　積

本報告書に掲載し、また人口密度の算出に用いた面積は、建設省国土地理院が公表した平成元年10月１日現在の「平成元年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

ただし、この面積には、

(1) 市区町村の境界に変更等があっても、国土地理院の調査が未了のため、変更以前の面積が表示されているもの。
(2) 境界未定のため、関係市区町村の合計面積のみ表示されているもの。

があり、これらについては、利用者の便宜のため、総務庁統計局において面積を推計し、その旨を注記した。

したがって、これらの市区町村別面積は、国土地理院の公表する面積とは一致しないことがあるので、利用に当たっては注意されたい。

なお、人口集中地区の面積は、総務庁統計局において測定した。

3．国　　籍

国籍については、「日本」、「韓国・朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、「東南アジア、南アジア（うちフィリピン、その他）」「その他」に区分した。「東南アジア、南アジア」の範囲は、次のとおりである。

インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルジブ、ラオス

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

(1) 日本と外国の国籍を持つ人については、日本とする。
(2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人については、調査票の国名欄に記入された国とする。

3．世 帯 の 種 類

世帯の種類については、「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

「一般世帯」とは、次のものをいう。

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は、一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、雇主の世帯に含めた。
(2) 上記世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は、下宿屋などに下宿している単身者。
(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者。

「施設等の世帯」とは、次のものをいう。

区　　分	内　　容	世帯の単位
寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり	棟ごとに1世帯
病院・療養所の入院者	病院・療養所にすでに3ヶ月以上入院している入院患者の集まり	棟ごとに1世帯
社会施設の入所者	老人ホームなどの入所者の集まり	施設ごとに1世帯
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり	中隊又は艦船ごとに1世帯
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり	建物ごとに1世帯
その他	住居不定者や陸上に住居を有しない船舶乗務員など	1人1世帯

4．人口集中地区

「人口集中地区」とは、都市的地域の特質を明らかにするため、統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から設定されたものであり、平成２年国勢調査の「人口集中地区」については、以下の３点を条件として設定した。

(1) 平成２年国勢調査調査区を基礎単位地域とする。

(2) 市区町村の境域内で、人口密度の高い調査区（原則として人口密度が１㎢当たり4,000 人以上）が隣接していること。

(3) それらの地域の人口が、平成２年国勢調査に5,000 人以上を有すること。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が１㎢当たり4,000 人に満たないものがあるが、これは、都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。